

65歳以上の方 その他基礎疾患がある方等*

新型コロナウイルスワクチン接種

令和5年春開始接種をご検討ください

5月8日(月)から、令和5年春開始接種を実施します。初回(1回・2回目)接種や、小児(5歳~11歳)の令和4年秋開始接種、乳幼児接種も実施しています。接種対象など、くわしくは市ホームページをご覧ください。



*5歳以上64歳以下で、基礎疾患がある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方のほか、医療従事者等。接種対象となる基礎疾患の種別については市ホームページをご覧ください。

接種券について

65歳以上の方には、前回接種日から3か月が経過するころに郵送します。その他の対象者(基礎疾患がある方や医療従事者等)は、接種券発行申請が必要です。くわしくは市ホームページをご覧ください。



使用するワクチンと予約方法

ファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。時期や医療機関により異なります。

▶6月11日(日)までに接種を希望する場合=予約受付中です▶6月12日(月)以降に接種を希望する場合=接種希望日の14日前から予約ができます

●立川市新型コロナウイルスワクチン接種予約センター(コールセンター)

☎0120(741)567

(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時30分)

立川市接種予約システム



5月8日(月)から

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されます

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法上「2類相当」の位置付けとなっていたましたが、5月8日(月)から、季節性インフルエンザと同等の「5類」に変更されます。

感染症法上の位置付けによる取り扱いのちが

Table with 3 columns: Category, 2類相当, 5類. Rows include: 国や自治体の要請, 治療費, 相談先.

*ワクチンについては、予防接種法により引き続き自己負担なしで受けられます。

引き続き、感染に備えましょう

- 発熱などの体調不良時に備えて、国が承認した抗原定性検査キットや解熱鎮痛剤などを準備しておきましょう。
体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養し、症状によっては受診を検討しましょう。
受診する際には、医療機関に連絡しましょう。
医療機関、薬局、高齢者施設等に行くときなど、状況に応じてマスクを着用しましょう。
換気、手洗い、三密の回避などの基本的な対策を心がけましょう。

東京都新型コロナ相談センター ☎0120(670)440

[5月8日(月)午前9時から、土曜・日曜日、祝日を含む、24時間]

☎健康推進課業務係 ☎(527)3632

にじっこ子育てひろばは、「西砂学習館まつり」のため5月24日(水)~26日(金)はお休みします☎子育て推進課子育てひろば係 ☎(528)4335

妊婦健康診査の補助・助成制度が変わりました

- 妊婦超音波検査 市に妊娠届を提出した妊婦の方は、妊婦超音波検査の補助が受けられます。補助を受けられる回数が、4月1日以降に妊娠届を提出した方から最大4回までになりました。
妊婦健康診査(多胎妊娠) 4月1日以降に多胎児を出産した方を対象に、通常14回の妊婦健康診査について、追加で受診した健康診査にかかる費用の一部を最大5回分助成します。
☎健康推進課母子保健係・内線4720

三市二署合同水防訓練を実施します

市は、立川消防署や市消防団、国立市、昭島市、市民防災組織、防災関係機関などと協力して水防訓練を実施します。この訓練では台風や集中豪雨による河川の増水を想定し、水防活動や救助活動、情報伝達などを行います。見学は直接会場へ。車での来場はご遠慮ください。なお、訓練時に、柴崎町5丁目付近で防災行政無線放送が流れます。ご理解をお願いします☎5月21日(日)午前9時30分~11時(多摩川河川敷(柴崎町6丁目22番先))
☎防災課防災推進係・内線2531

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

市は、建築基準法に基づき、次の建築許可について公開で意見

見を聴取する公聴会を行います。土地・建物について利害関係があり、公聴会で意見を述べようとする方は、事前に意見書を提出してください。くわしくは市ホームページをご覧ください。

- 建築許可の概要 △所在地△柴町1丁目1-1ほか▽建築主△北関東防衛局▽計画の内容△自衛隊施設(試験場、研究棟、油脂庫、自転車置場、試験棟、倉庫棟、実験棟、局舎)の建築
●公聴会 傍聴は直接会場へ(定員20人。先着順)☎5月31日(水)午前10時から(場)市役所3階302会議室
●意見書の提出 5月10日(水)~29日(月)に、①立川市長宛②意見の要旨③住所、氏名④建築許可についての利害関係を書いた、直接、建築指導課庶務係(市役所2階74番窓口)内線2333

ルールとマナーを守って 快適な自転車生活を



春の全国交通安全運動 5月11日(木)~20日(土)
自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日(月)~31日(水)

令和4年の市内の交通事故件数は517件と、令和3年の463件に比べて増加しており、このうち半数以上の276件が自転車に関係する事故となっています。交通事故を防ぐため、一人ひとりが自転車をはじめとする交通ルールとマナーを守りましょう。

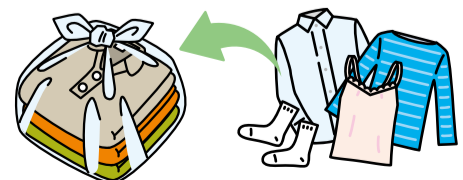
●自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用(4月1日から努力義務化)

☎交通対策課交通企画係・内線2280

古布は資源として出してください

洋服、ハンカチなどの古布は資源として再利用できます。燃やせるごみではなく、古布の日に出してください。ボタンやファスナーを取り外す必要はありません。保管中にカビが生えてしまうことがあるので、必ず洗濯をして乾かしてください。下着類、靴下、スカarf、カーテンなども出せます。古布として出せないものは「資源とごみの分別ハンドブック」、または「ごみ分別アプリ」でご確認ください。



☎ごみ対策課・内線6754